

CHINA BUSINESS MONTHLY

2024 年 5 月号



本誌電子版

Contents

巻頭特集

【シン・中国経済論 第1回】 中国市場の重要性は不変か

P 1

これから豊かになる階層が多い社会の将来

みずほ銀行 中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

中国マクロ経済

中国経済は幸先好調ながら先行き不透明感も

P 5

内需創出策の効果が今後の景気動向を左右

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡 直樹

中国産業政策

中国の高齢化社会に向けた最新産業政策

P 9

2024 年 1 月公布の政策「シルバー経済（銀髪経済）の発展と高齢者の福祉向上に関する意見」について

みずほ銀行 中国営業推進部 特別研究員 Ph.D. 邵 永裕

実務トピックス

中国会社法改正の外資系企業への影響

P 19

コーポレートガバナンスを軸として

森・濱田松本法律事務所 弁護士 五十嵐 充・吉 佳宜・青山 慎一

ご紹介特集

「江蘇-日本 開放・イノベーション・協力交流会」開催のご案内

P 26

2024 年 6 月 17 日（月）交流会を開催予定

江蘇省商務庁

2024年5月

チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス

● 赤文字：今月号で取り上げるトピックス ● 青文字：今後注目したいトピックス ● 紫文字：直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド ・新質生産力 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路 ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・エネルギー ・標準化推進 ・DX / グリーン金融 ・データ越境移転 ・生成AI ・環境規制 ・コーポレートガバナンス ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車(EV) / 電池 ・改正会社法 ・人事雇用 ・知財保護 ・事業再編		
※1 集団学習	・新时代中国特色社会主义思想学習 （第4回2023/3） ・マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓 （第6回2023/6） ・軍事管理の全面的強化 （第7回2023/7）	・新たな発展構造の構築（第2回2023/1） ・基礎研究の強化（第3回2023/2） ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコントロール能力の向上 （第8回2023/9） ・新質生産力（新しい質の生産力）と高品質の発展の推進 （第11回2024/1）	・教育強国建設の加速（第5回2023/5） ・中華民族共同体意識の強化（第9回2023/10） ・涉外法制度の構築の強化（第10回2023/11） ・新エネルギー技術とエネルギー安全（第12回2024/2）
※2 パブコメ	突発事件対応管理法 （23/12/29～24/1/27）	・増値税法（第2回目草案）（23/9/1～9/30） ・関税法（23/12/29～24/1/27） ・会社法登録資本登記管理制度の実施に関する規定（24/2/6～3/5） ・中小企業への支払の保障に関する条例（24/4/18～5/18）	・製品品質法改正案（23/10/18～11/18） ・ネット安全事故報告管理弁法（23/12/8～24/1/7） ・EV電池総合利用管理弁法（23/12/15～24/1/15） ・ネットゲーム管理弁法（23/12/22～24/1/22）
主な公表 経済政策等	・立法法（23/3/13） ・党と国家機構の改革方案（23/3/16） ・国务院工作規則（23/3/18） ・反スパイ法（4/27公布・7/1施行） ・対外関係法（6/28公布・7/1施行） ・領事保護と協力条例（23/6/29） ・外国国家免除法（23/9/1） ・中国共産党紀律処分条例（12/27） ・中国共産党巡視条例（24/2/21） ・国家秘密保護法（24/2/27） ・国务院組織法（24/3/11）	・会社法（12/29公布、24/7/1施行） ・シルバー経済の推進と高齢者福祉の向上の意見（1/11） ・炭素排出権取引管理暫定条例（1/25） ・経営者集中の申告標準に関する規定（1/26） ・設備更新と消費財買換え・下取り行動計画（3/13） ・外資誘致・利用の強化に関する行動計画（3/19） ・全国・自貿区24年版クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト（3/22） ・製造業に対する金融サービスの深化により新型工業化の推進の通知（4/3） ・監督管理の強化とリスクの防止により資本市場の高い発展の推進の意見（4/4） ・付加価値電信業務の開放の拡大の通知（4/8） ・商業領域の支払いサービスのさらなる改善の通知（4/15）	・個人情報越境標準契約弁法（23/2/22） ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（23/5/30） ・生成AIサービス管理弁法（7/10公布、8/15施行） ・未成年者インターネット保護条例（23/10/24） ・2024年一部の休祝日スケジュール（23/10/25） ・低炭素化社会構築法案（23/11/6） ・空気質の持続的改善の行動プラン（12/7） ・改正輸出禁止・輸出制限技術目録（12/21） ・食糧安全保障法（12/29公布、24/6/1施行） ・支払サービスの改善と便利性の向上の意見（24/3/7） ・データの越境移転の規範と促進（24/3/22） ・生態保護補償条例（24/4/10）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載

【シン・中国経済論 第1回】

中国市場の重要性は不変か

これから豊かになる階層が多い社会の将来

みずほ銀行 中国営業推進部

上席主任研究員 細川 美穂子 : mihoko.hosokawa@mizuho-bk.co.jp

はじめに

近年、不動産市場調整、人口減少、コロナ後の企業業績悪化や雇用問題を背景とした消費不振や節約志向、株式市場低迷に、米国との貿易・技術対立、経済安保の観点も加わり、中国経済の先行きに対する見方が悪化している。外資系企業の対中投資姿勢も変化した。しかし、こうしたマイナス要因や厳しい見方があるとはいえ、中国経済の大きさや市場の存在感には無視できないものがある。どの程度のものか再確認してみたい。

1. 米中両国が1、2位を競う「米中二大市場の時代」が続く

(1) 21年GDP増分はインドネシアGDPの二カ国分

中国の名目GDP総額は2010年に41.2兆元（6.1兆米ドル、以下同）と日本（5.8兆ドル）を抜き（日中逆転）、22年に120.5兆元（17.9兆ドル）と第三位^{※1}の日本（4.2兆ドル）の約4倍となった（図表1）。日本のGDPが中国の9倍近くあった1994年（中国0.56兆ドル、日本5兆ドル）当時から比べると、日中の力関係変化も含め内外環境は激変した。貿易相手としての存在感も強まり^{※2}、この間、地政学的な変数も新たに出てきているとはいえ、その世界経済に与える影響力は格段に大きくなっている。

23年中国の名目GDPは126兆元＝17.889兆ドルと、前年比0.1兆ドル減少した。これを以て、「29年ぶり0.4%減」と報道された^{※3}が、23年値は21年の115兆元＝17.813兆ドルより多い。そして、21年は人民元高の年であったことからドル建て換算値が嵩

※1 23年にはドイツが日本を上回り、日本は世界第四位に低下。

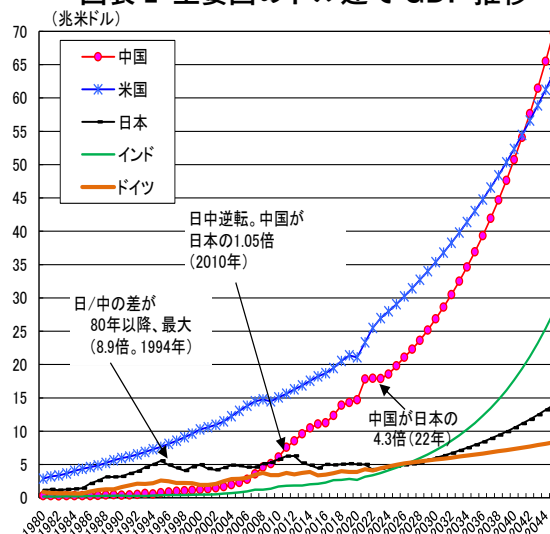
※2 日本経済新聞4月13日付一面「転換期の日米」によれば、中国との貿易額が米国との額より多い国は約150か国・地域あるのに対し、米国との貿易額の方が多い国は60か国・地域弱。

※3 日本経済新聞1月18日「ドル建てGDP 中国29年ぶり減 昨年、不動産など内需弱く コロナ後 鈍い回復」 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO77748480Y4A110C2MM8000/>

上げられ、20 年より 2 兆ドル、21.2%も増えた計算になる。なお、2 兆ドルは同年のインドネシア GDP の二か国分に相当する。

このように、為替変動はドル建の値を大きく変える要因となる。これはかつて円高が進んだ日本でも起きたことでもある。中国でも今後、実質 GDP 成長率が減速しても、国際収支動向次第で人民元レートが上昇していけば、ドル建 GDP が相応に拡大していくことは想定される。

図表 1 主要国のドル建て GDP 推移



(注) 22(中国 23)-28 年 IMF 予想。29 年以降は 28 年予想成長率で延伸。
(資料) IMF、世銀

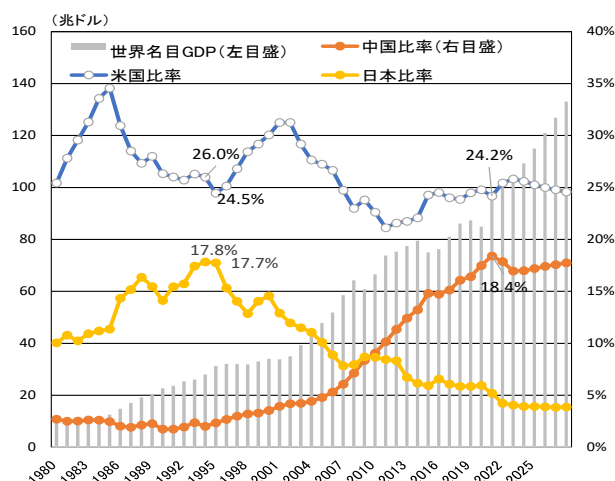
(2) 米中二か国の経済規模が三位以下を大きく引き離す構図

中国 GDP の世界 GDP に占める比率は 21 年に 18.4%と、同年米国の 24.2%に迫った。ここで日米の歴史を振り返ると、日本の GDP が世界 GDP に占める比率が 17.8%とピークを迎えた 94 年、同年米国の世界 GDP 比である 26.0%に最も接近したが、その差は 8.2%PT あった。翌 95 年は日本の世界 GDP シェアは 17.7%へとわずかに低下したが、日中の差は 21 年に 6.7%PT まで縮小した。

これに対し、21 年の米中 GDP の世界 GDP 比率の差は 5.8%PT と、日米の差が最も狭まった 95 年当時よりさらに接近していた (図表 2)。しかし、その後の中国経済減速と、それ以上に米国経済の好調とインフレやドル高により、米国経済の拡大傾向が顕著となり、一時は「30 年前後に米中逆転」とも言われた見通しに変化していった。

今や「米中逆転は起きない」、「ピーク・チャイナ」といった見方もなされているが米中逆転の可否やその時期 (30~40 年代前半説^{※4}) の議論以前に、米中両国が今後十数年間、約 20~

図表 2 世界 GDP に占める日米中比率



(注) グラフ内数値は 94 年、95 年、21 年 (2022 年以降、IMF 予測)。
(資料) IMF、世銀

※4 英シンクタンク CEBR (Centre for Economics and Business Research) は、中国が 37 年に米国を追抜き世界一の経済大国になると予想。23 年 12 月 26 日ブルームバーグ “Germany, Italy and the US are Set to Slip Down the GDP Rankings Top 10 economies by GDP”
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-12-26/S67SZGT0AFB400>
他方、IMF の予測を基にした筆者試算では、42 年に米中逆転となる。

40 兆ドルという規模で 1、2 位を競う「米中二大市場の時代」が続くことに注目したい。第 3 位の経済大国にならんとするインド^{※5}は 23 年に人口規模こそ中国を抜き世界一となったが、米中を上回る成長を続けたとしても、名目 GDP は 10 年後も約 10 兆ドルと、米中の 4 分の 1 から半分程度の規模にとどまる。

2. 所得格差がありこれから豊かになる階層が多い社会

(1) 1 人当たり GDP は 1.3 万ドル弱、先進国の半分以下。「9.64 億人が月収 2,000 元以下」

経済規模（名目 GDP 総額）で米国に次ぐ存在となった中国だが、その 1 人当たり GDP は 23 年に 1 万 2,645 ドルと、この 10 年で 1.8 倍（13 年 7,023 ドル）に増えたものの、米国の 7 万ドル、日本の 4 万ドル（21 年）^{※6}に比べればまだ小さい。

そして、中国には所得格差という特徴がある。北京師範大学中国收入分配研究院が 21 年に公表したデータによれば、「9.64 億人

図表 3 一人当たり月収と人口分布（2019 年）※単位：元 が月収 2,000 元（＝約 42,000 円）以下」

（元）	比率	万人	累計%	累計人口
0	0.39%	546	0.39%	546
500	15.42%	21,589	15.81%	22,135
500—800	14.43%	20,203	30.24%	42,338
800—1,000	8.86%	12,404	39.10%	54,742
1,000—1,090	3.75%	5,250	42.85%	59,992
1,090—1,100	0.37%	518	43.22%	60,510
1,100—1,500	13.30%	18,621	56.52%	79,131
1,500—2,000	12.33%	17,263	68.85%	96,394
2,000—3,000	14.81%	20,735	83.66%	117,129
3,000—5,000	11.21%	15,695	94.87%	132,824
5,000—10,000	4.52%	6,328	99.39%	139,152
10,000—20,000	0.56%	784	99.95%	139,936
20,000+	0.05%	70	100.00%	140,005

（資料）北京師範大学中国收入分配研究院

である。（19 年。図表 3）。かつて李克強前総理が「中国の平均年収は 3 万元だが、月収 1,000 元の人でも 6 億人いる」と発言したことも話題になった^{※7}。もっとも、こうした低所得者は大部分が物価の安い農村部に暮らし、農作物を自作したり家畜を飼ったりしており、現金収入が少なくても、皆が食べるのに困って苦しい生活を強いられているわけではない。

(2) 所得階層により異なる諸相。中間層は少数派

近年、豊かになった中間層が日本に旅行に来て「爆買い」したり、タワーマンションを購入し移住したりする例を見て、中国人全員が豊かになったかのように思われるかもしれないが、そうした階層は 14 億人超の中国人の中ではまだ少数派である。また、「若者の儉約、節約志向の高まり」についての報道も、主として中間層の間で起きていることであり、さらに所得の低い階層の暮らす社会では、貧困対策^{※8}の成果もあり所得が増

※5 ドイツは 23 年に日本を抜き世界三位となったが、その後の成長率見通しがインドより低く、第三位の地位の持続性に疑問がある。

※6 IMF より下 4 桁切り捨て。同年ドイツ 50,000 ドル、インド 2,000 ドル。

※7 20 年 5 月 28 日、全国人民代表大会（全人代）終了後記者会見における李克強前総理発言「我们人均年收入是 3 万元人民币，但是有 6 亿人每个月的收入也就 1000 元」。新華社 20 年 5 月 28 日
<http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/zb/gov/zljzh/wzsl.htm>

※8 21 年 7 月 1 日、中国共産党建党 100 周年記念式典において、15 年時点で 5,500 万人いた「年」収

え「^{かしん}下沈市場^{※9}」として注目され、コーヒーや茶飲料のチェーン店出店が増えるなどサービス消費が盛り上がっている。

中国では飲食店の出前、スーパーやネット通販で買ったものの宅配サービスが全国で発達しているが、これは低賃金で配達する人が多く存在するという、所得格差がある中で成り立っている側面がある。そして、格差があるからこそ、将来のより良い生活水準を求めて奮闘努力する人がいることも事実である。

こうした所得格差の存在や、これから豊かになる階層がいる状況は、70年代までに所得格差が概ね縮小し「一億総中流」と言われた日本で90年代に起きたバブル崩壊時の状況とは異なっている。都市部において不動産の投資や購入後の損失に苦しむ階層は確実に存在するとはいえ、「月収2,000元以下（19年）」といった所得の低い階層までが不動産投資で大きな損失を被ったとは考えにくい。

以上のように中国市場は多様性に満ち、変化も激しい。「35年に20年比倍増」^{※10}を目指す政策の下で所得水準、四億人といわれる中間層の人口ともにまだ拡大余地がある。もちろん、不動産市場調整の足元の経済に与える影響は無視できず、「これから豊かになる階層」が将来必ず豊かになれるかどうかは、今後の政策対応の成否次第でもある。外資系企業及び企業家には、改めて中国市場の大きさや、多様性、そしてその将来的な重要性を正しく認識した上で、政策動向や構造変化にも関心を高めビジネス機会に繋げていくことを期待したい。

以上

Profile



みずほ銀行

中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

1988年慶応義塾大学法学部卒、日本興業銀行（現みずほ銀行）入行、調査部にてアジア及び中国経済担当。02年みずほ総合研究所出向。05～08年北京支店、11年4月～23年1月まで上海駐在、瑞穂銀行（中国）有限公司中国アドバイザー部 中国業務部主任研究員。同年1月より現職。これまで週刊エコノミスト、東亜 他多数メディアにて、現地発中国マクロ経済に関する記事を連載。

4,000元以下の貧困層をゼロとする「脱貧困」達成を習近平総書記が宣言。人民日報 2021年7月1日
「在庆祝中国共产党成立100周年大会上的讲话」

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2021-07/02/nw.D110000renmrb_20210702_1-02.htm

※9 下沈市場は三級都市（地級市や県級市の市政府所在地）以下の地方都市・農村地域を指し、人口9億人以上。一級都市＝北京・上海・広州・深圳。二級都市＝一級都市以外の省都、直轄市。

※10 20年10月、五中全会において習近平総書記が「2035年に経済総量（GDP）或いは一人当たり収入を倍増させることは完全に可能（到2035年实现经济总量或人均收入翻一番，是完全有可能的）」と説明。20年比倍増＝年平均＋4.7％成長を意味する。新華社 20年11月3日「关于《中共中央关于制定国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标的建议》的说明」

http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-11/03/c_1126693341.htm

中国経済は幸先好調ながら先行き不透明感も 内需創出策の効果が今後の景気動向を左右

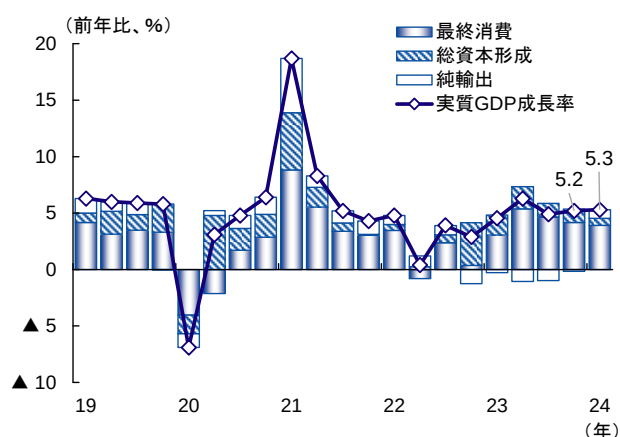
みずほリサーチ&テクノロジー 調査部アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡直樹 : naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

■ 純輸出が成長率を押し上げるも、主要指標はまだら模様で力強さを欠く結果

中国の2024年1～3月期の実質GDP成長率は前年比+5.3%と、市場予想(+4.6%)を大きく上回る伸びを記録した(図表1)。政府の産業振興策や財政出動を背景に製造業やインフラ部門の投資が堅調だった(それぞれ同+9.9%、+6.5%)ほか、輸出が6四半期ぶりのプラス(同+1.5%、ドル建て)に転じて貿易黒字も拡大したことが成長率を押し上げた。中国政府が3月に開催された全国人民代表大会において設定した成長率目標「+5.0%前後」の達成に向け、幸先の良いスタートを切った形である。

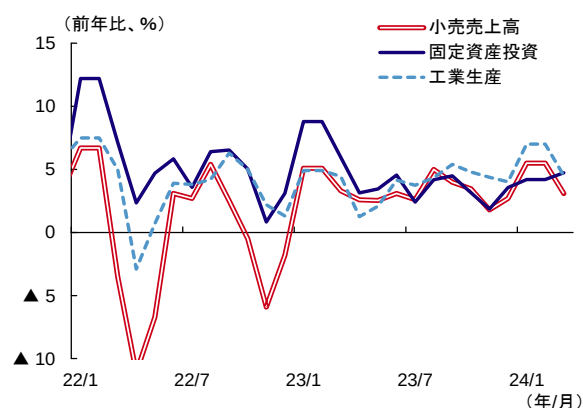
ただ、主要経済指標はまだら模様で力強さを欠き、景気回復の持続性に不透明感が残るものであった(図表2)。1～3月の小売売上高は同+4.7%となったが、このうち財消費は同+4.0%にとどまり、需要の鈍さが目立っている。一方、国家統計局はサービス小売が同+10.0%伸びたとしており、これが成長率の押し上げに寄与した可能性がある。工業生産は同+6.1%と高い伸びで、特に新エネルギー車、太陽光電池、集積回路(IC)の生産が堅調であった。しかし、3月単月では同+4.5%まで減速し、前月比で▲0.08%のマイナスに陥っており、2023

図表1 実質GDP成長率(四半期)



(出所) 中国国家統計局、CEICより、
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表2 月次経済指標(小売・生産・投資)

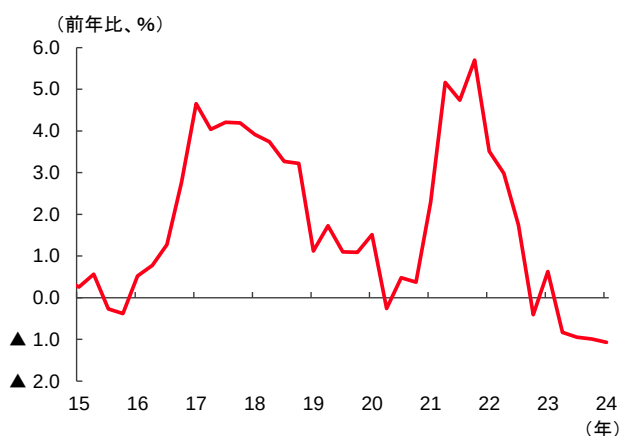


(出所) 中国国家統計局、CEICより、
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

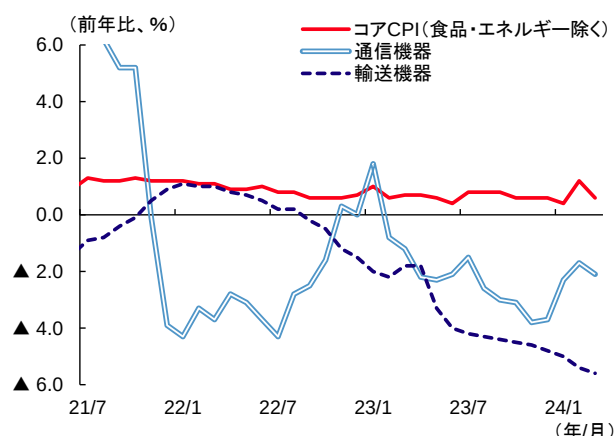
年末以来の強さに陰りが見られる。固定資産投資は上述のとおり製造業やインフラが堅調だったものの、不動産部門が足を引っ張ったことから、全体では同+4.5%と成長率を下回る伸びにとどまった。

景気の先行きに不透明感が残るのは、1~3月期の名目 GDP 成長率が同+4.2%にとどまり、名目 GDP を実質 GDP で割って求められる GDP デフレーターが4四半期連続のマイナスとなったからでもある（図表3）。中国経済はデフレ圧力に直面しており、3月の消費者物価指数（CPI）は同+0.1%、このうち変動の大きい食品・エネルギーを除くコア CPI で見ても同+0.6%と、低インフレが続いている。とりわけ、市場競争が激化している通信機器や輸送機器など耐久消費財の価格が大きく下がっていることは、デフレ傾向を象徴するものといえ、需要不足が長期化すれば実際にデフレに陥るリスクも高まるであろう（図表4）。

図表3 GDPデフレーター（四半期）



図表4 消費者物価指数（CPI）



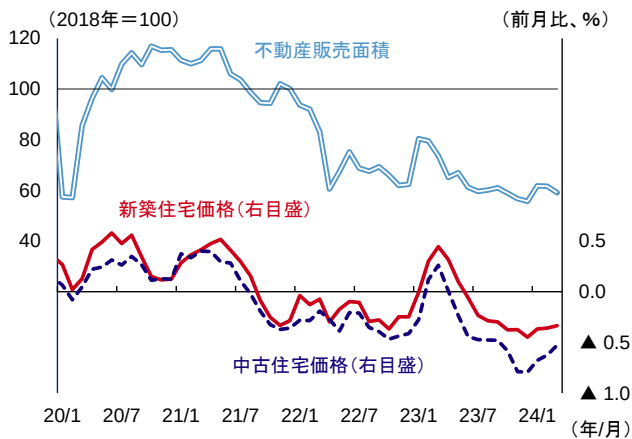
（出所）中国国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（出所）中国国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

不動産市場については、不況からの出口がまだ見えない状況である。1~3月の不動産販売面積は同▲19.4%まで落ち込んだ。中国人民銀行は2月、住宅ローンの参考指標となる最優遇貸出金利（LPR）5年物の引き下げに踏み切ったものの、購入層の反応は薄く、需要回復の兆しが見えない。新築住宅価格（70都市平均）は前月比▲0.3%、中古住宅価格は同▲0.5%と、前月からマイナス幅が小幅に縮小しているものの、底値を探る動きが続いている（次頁図表5）。

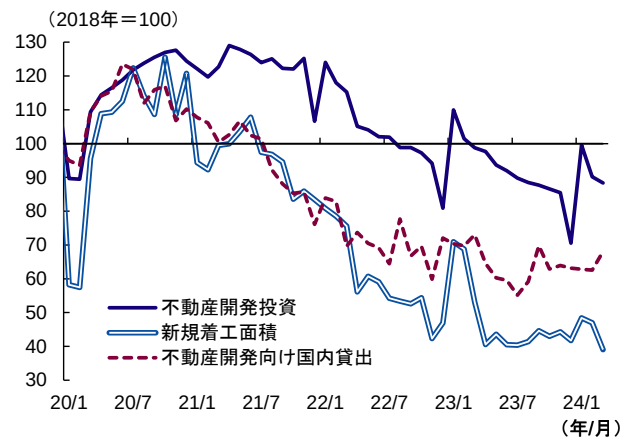
1~3月の不動産開発投資も同▲9.5%と、減少トレンドは変わっておらず、在庫調整が続いていることから当面の回復は見込めそうもない。不況長期化の最大の原因ともいえる「保交楼（予約販売済み未完成物件の引き渡し）」問題については、当局が融資適格と判断した不動産開発プロジェクトをまとめた「ホワイトリスト」に基づく資金融通スキームが始動しているが、銀行貸出を大きく押し上げるには至っていない（次頁図表6）。商業銀行は不良債権化リスクから不動産ディベロッパー向けの貸出になお慎重な姿勢を崩していないことがうかがえる。

図表5 不動産指標（販売面積・住宅価格）



(注)販売面積はみずほリサーチ&テクノロジーズによる季節調整値
(出所)中国国家统计局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表6 不動産指標（投資・新規着工面積・貸出）



(注)みずほリサーチ&テクノロジーズによる季節調整値
(出所)中国国家统计局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

■ 景気てこ入れ効果は、設備投資へは期待できるが、消費財へは限定的に

2024 年の景気動向を占う上で注目されるのは、中国政府が推し進めている大型設備の更新と消費財の買い替えの促進策である。国務院は 3 月、『大規模設備更新および消費財買い替え推進行動方案』（以下、『行動方案』）を公布し、この政策を内需創出の柱とする構えを示した。

『行動方案』は設備更新に関して、工業、農業、建築、交通、教育、文化・旅行、医療などの設備投資を 2027 年までに 2023 年対比で 25%以上増加させる目標を掲げた。国家発展改革委員会の鄭柵潔主任は、工業や農業など重点分野における 2023 年の設備投資規模は約 4.9 兆元に達しており、「質の高い発展」の推進に伴って設備更新需要が拡大し続けていることから、今後、設備更新だけで中国の固定資産投資の 1 割に当たる年間 5 兆元以上の市場規模が見込めると強調している。

『行動方案』は、設備更新を支援するために中央政府予算内投資の勘定（2024 年は 7,000 億元）からも資金を拠出するとしている。さらに、中国人民銀行は 4 月、イノベーションと技術改造、設備更新を後押しするため 5,000 億元の再貸出枠を設定すると発表した。政策銀行や大手国有銀行など 21 行に対し金利 1.75%、期間 1 年の資金供給を行うもので、各銀行に設備投資への貸出増を促す狙いがある。

消費財の買い替え（以旧換新）に関しては、自動車、家電、リノベーションの 3 分野で買い替え促進を図る方針を示し、自動車のリサイクル量を 2027 年までに 2023 年対比で倍増させ、中古車の取引量を同 45%、家電リサイクル量を同 30%それぞれ増加させる目標を掲げた。鄭氏は、2023 年末時点で中国の自動車保有台数は 3 億 3,600 万台に達し、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど主要家電の保有量は 30 億台を超えていると指摘し、自動車と家電の買い替えだけで 1 兆元を超える規模の市場を創出できる可能性がある」と強調している。中国政府は 2008 年の金融危機以降、農村への耐久消費財の普及

促進（「家電下

郷」や「汽車下郷」）による新規需要の開拓に注力してきたが、普及率が一定の水準に達した（図表7）ことから、近年は省エネ・電動化やスマート化を促す思惑もあって買い替え需要の掘り起こしを強めている。

『行動方案』を受けて、商務部は自動車の買い替えや自動車・家電リサイクルにおける中央財政からの資金拠出を示唆しているが、より実効性のある

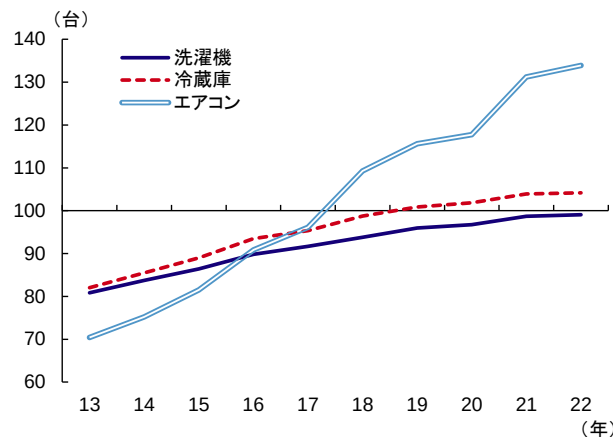
施策としては、財政に余裕のある一部の地方政府が耐久消費財の買い替えに補助金を出していることや、中国人民銀行が4月に自動車ローンの規制を緩和したことが挙げられる。後者は、自家用車

のローン頭金比率を金融機関が自主的に設定できるようにすることで、消費者がローンを借り入れやすい環境を整備したものである。さらに、一部の都市では不動産の在庫圧縮と市場テコ入れを狙って、『行動方案』には含まれていない住宅の買い替えキャンペーンも開始した。

『行動方案』に基づく政策措置を受けて、製造業の設備投資は今後、「科学技術の自立自強」に向けた産業振興策やハイテク分野などを重点支援するための超長期特別国債1兆元の発行といった後押しもあり、堅調に推移することが見込まれる。一方、消費財の買い替えについては、これまでの同様の措置でも目立った効果は出ていないこと、消費者マインド低迷による家計の節約志向が続いていること、財政的な裏付けが弱いことなどから、その政策効果は限定的なものにとどまるとみられる。

以上

図表7 家電製品の普及率（100世帯当たり）



（出所）中国国家统计局、CEICより、みずほサーチ&テクノロジーズ作成

[参考文献]

- みずほサーチ&テクノロジーズ調査本部（2024）「2024・2025 年度 内外経済見通し ～世界経済はソフトランディングも その後の回復ペースは緩慢でリスクは残存～」（2月27日）
- 月岡直樹（2024a）「容易ではない「+5.0%前後」の達成 ～中国が全人代を開催、成長目標は前年同水準に～」Mizuho RT EXPRESS（3月11日）
- 月岡直樹（2024b）「デフレ圧力に直面する中国経済 ～デフレ回避の見通しだが、需要不足が続けば要注意～」Mizuho RT EXPRESS（2月14日）

中国の高齢化社会に向けた最新産業政策

2024 年 1 月公布の政策

「シルバー経済（銀髪経済）の発展と高齢者の福祉向上に関する意見」について

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D. : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

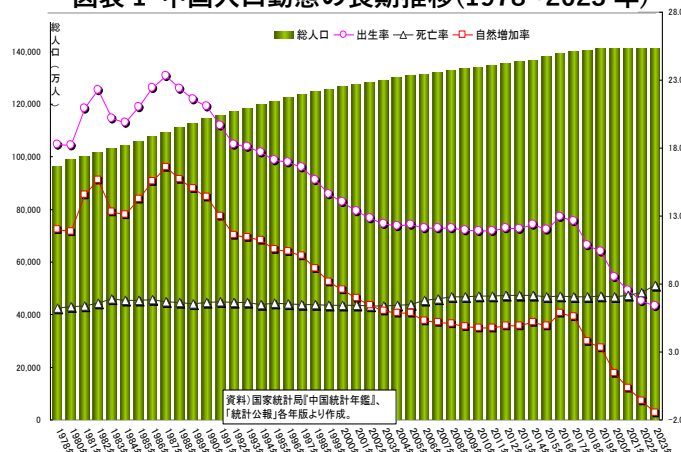
1. 「少子高齢化」が進む人口動態

中国のこれまでの長年の経済発展においては、人口規模による消費需要と労働力供給が大きなサポート要因と見られており、特にこれまでは若年人口が主体を占めていた人口ボーナス効果が大きく働いてきたと言えるが、1980 年代のいわゆる「一人っ子政策」によって生じた人口動態の大きな構造変化により極めて短期間に少子高齢化社会に突入した。

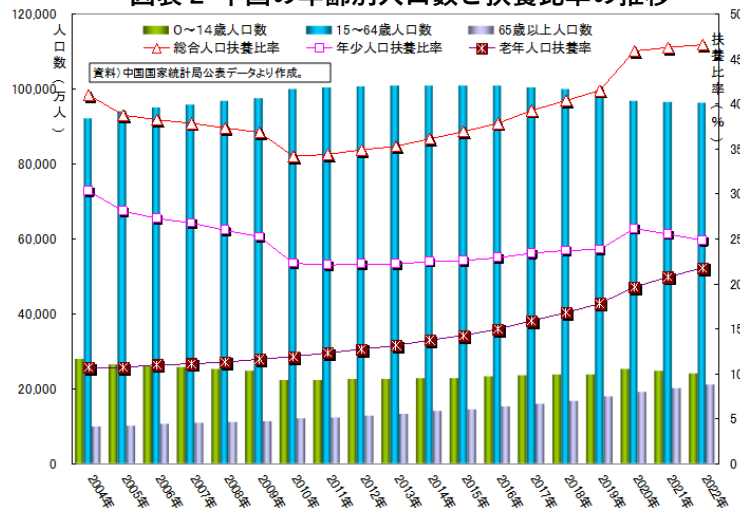
図表 1 は 1978 年の改革開放以降の人口動態の長期的推移を示すものである。2023 年末現在の中国総人口は 14 億 967 万人になっている（人口減に転じた 2022 年より減少幅が拡大）が、人口数も同年年央に遂にインドに抜かれた。出生率と自然増加率は 1987 年をピークに下がりつつあり、2023 年にはそれぞれ 6.39%、-1.48%に大きく低下し、死亡率もこれまでの最高水準を記録した。2013 年から「一人っ子政策」が緩和され始めたにもかかわらず明確な出生率向上にはつながらず、出生率と人口自然増加率は 2017 年以降下がり続けてきた。

図表 2 の 3 層別人口構成比の推移を

図表 1 中国人口動態の長期推移(1978~2023 年)



図表 2 中国の年齢別人口数と扶養比率の推移



見ると、0～14 歳の年少人口は 2004 年の 21.5%から 2022 年の 16.9%に低下した（15-64 歳の人口も 70.9%から 68.2%に下がった）のに対して、65 歳以上の人口構成比が同 7.6%から 2 倍弱の 14.9%に高まっており、少子高齢化が急速に進んできた。世界主要国の状況と比べても、中国は東アジアの高齢化進行の速い 4 カ国の一つに数えられ、65 歳人口割合の倍化に必要とした年数は、シンガポール、韓国に次いで 3 番目に少なかった日本を超え、欧米諸国に比べて高齢化のスピードは非常に速い。また 15 歳から 64 歳までの労働人口の比率も 2010 年ピーク時の 74.5%から低下して 2018 年には 71.2%になり、2012 年には労働人口数のマイナス成長もついに見られた。2010 年を境に、下がり続けていた総合人口扶養比（総合従属人口指数 = (0～14 歳人口+65 歳以上人口) /15～64 歳人口）が右肩上がり転じるとともに、老年人口扶養比（老年従属人口指数 = 65 歳以上人口/15～64 歳人口）もこれまで以上に増加ペースが加速している。2010 年の 11.9%から 2022 年の 21.8%へ高まってきた。つまり、中国の生産年齢人口 100 人が老年人口を扶養しなければならない人

数は、2010 年に 11.9 人に、2022 年には 21.8 人という計算となり、社会保障を維持するための経済的負担が急速に高まっている※¹。

こうした急速な人口構造の変化に対して中国政府は比較的早い時期から対応策を講じてきた。まずは一人っ子政策の段階的な緩和が行われ、同時に社会保障制度の整備充実に注力してきた。2011 年からの第 12 次 5 か年計画期を経て 2016 年以降の第 13 次 5 か年計画期（2016～2020 年）に少子高齢化対策がこれまで以上に強化され（国家戦略として多数の関連政策を策定実施、図表 3）、また 2021 年以降の第 14 次 5 か年計画期では特に「スマート健康養老産業発展行動計画」

（図表 1 の No. 21）などの産業に着目

した高齢者事業政策が相次いで公布された。そして、今年 1 月 15 日には「シルバー経済（銀髪経済）の発展と高齢者の福祉向上に関する意見」という政府文書（図表 4 の No.24）が国務院から公布され注目されている。本稿では主に同政策の主旨概要を紹介したうえ

図表 3 中国の高齢者事業・養老サービス業発展促進政策の展開

No.	関連政策・計画の名称	政策主旨	公布年月
1	“十二五”中国高齢事業発展計画(2011～2015年)	在宅養老サービスの情報システム整備の加速促進	2011年9月
2	養老サービス業の発展加速に関する若干の意見	在宅養老サービスの情報提供の強化	2013年9月
3	民間資本による養老サービス業の参入奨励に関する実施意見	在宅養老サービスへの民間資本の参入奨励	2015年2月
4	スマート健康養老産業発展行動計画(2017～2020)	スマート養老モデル基地設立とトップ企業育成など促進	2017年2月
5	“十三五”国家高齢事業発展と養老体制建設計画(2016～2020年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示	2017年3月
6	サービス業イノベーション発展大綱(2017～2025)	スマート養老サービスの発展促進	2017年6月
7	スマート健康養老応用試行示範の実施に関する通知	一群のモデル企業、モデル町内、モデル基地の建設支援	2017年7月
8	スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2018年版)	養老製品とサービスの類別提示	2017年8月
9	“インターネット+医療健康”発展促進に関する国務院の意見	第2回目のスマート健康養老試行示範事業の実施	2018年4月
10	養老サービス事業発展促進に関する意見	養老産業の投資、創業、就業に関する総合的政策の提起	2019年4月
11	企業従業員基本養老保険基金に関する中央調整制度の樹立に関する国務院の通知	中央政府調整基金の設立による地域間養老基金の均衡	2018年5月
12	新改正の「老人人権保障法」の実施貫徹に関する通知	養老機構の設立許可を行わず、登録と備考管理に移行	2019年1月
13	養老サービスの部間連絡会議制度の設立同意に関する国務院弁公庁の書簡	養老サービス関連の政府21部門の情報共有と協調促進	2019年7月
14	養老サービスの供給拡大と養老サービス消費促進に関する民生部の実施意見	養老サービスの供給と需要拡大促進に関する具体政策の指示	2019年9月
15	高齢化積極対応中長期国家計画	3段階発展目標と5項目実施任務提起	2019年11月
16	社会サービス領域の商業保険の発展促進に関する意見	年金保険の推進と保険商品の開発加速及び養老保険の第3支柱育成支援	2020年1月
17	長期介護保険制度試験の拡大に関する指導意見	長期介護保険の実験都市に、北京市石景山区などの14か所を加え、制度整備を加速している	2020年9月
18	養老託児サービスの健全発展の促進に関する国務院弁公庁意見	多面参入、多方式のサービス供給と革新的・融合的な養老産業の環境整備	2020年12月
19	専門的商業養老保険試験に関する通知	21年6月から6社の生命保険会社による浙江省・重慶市での営業試験開始	2021年5月
20	“十四五”人口高齢化積極対応工程と託児施設建設実施方案	少子高齢化のための即効的政策として多様な取り組みを指示	2021年6月(2024年3月改定)
21	スマート健康養老産業発展行動計画(2021～2025年)	既存の実験事業をもとに更に100以上のモデル企業、50以上のモデル区を育成	2021年10月
22	“十四五”国家高齢事業発展と養老サービス体制計画(2021～2025年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示	2022年2月
23	基本養老サービス体系建設の促進に関する意見	基本的な高齢者介護サービスを公共財としてすべての高齢者に項目リストによる提供促進を提起	2023年5月
24	高齢者の福祉を改善するためのシルバー経済の発展に関する意見	初めてシルバー経済の発展による高齢者の福祉改善に施策、経済成長の促進効果も期待される	2024年1月

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表は主要な高齢者事業・養老サービス発展の中央・地域政府文書を取り上げているが、すべてを含むものではない。

※¹ 紙量の制約上、人口ピラミッドによる中国の人口構造変化の説明ができないが、本誌2022年5月号

(<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0149-XF-0105.pdf>) にこれまでの国勢調査に基づく人口ピラミッド図が載っているので参照されたい。

で、中国のシルバー経済の発展現状を概観するとともに今後の成長可能性とビジネスチャンスを見たい。

2. 高齢化社会に向けた新たな産業的・経済的政策の公布実施

同文書では、「シルバー経済は高齢者への製品やサービスの提供、高齢化への備えといった一連の経済活動の総体であり、範囲が多岐にわたり、長い産業チェーン、多様な業態、大きな可能性を秘めている」と提起したうえで、高齢化に積極的に対応し、経済発展の新たな原動力を育成し、人民生活の質を向上させるという、シルバー経済の発展と社会の改善に関する同意見文書の公布目的を強調している。また政策実施に関する全体的な要求として、「人口高齢化に積極的に対応する国家戦略を実行し、質の高い発展を推進するよう努める。能力の範囲内で最善を尽くし、効果的な市場と有望な政府のより良い組み合わせを促進し、公的機関と業界の連携を促進し、シルバー経済の規模、標準化、クラスター化を加速し、専門性とブランドを発展させるべきである。」などと要請し、四方面計 26 項目の取り組み事業（図表 4）を指示した。ここで同意見文による取り組み事業の詳細について重点的に紹介する。

「在宅高齢者サービスの拡充」においては、高齢者介護サービス企業、家事サービス企業、不動産サービス企業に対して、在宅での高齢者支援を奨励している。例えば、コミュニティでの入浴拠点や、移動入浴車、訪問入浴など、様々な形態のサービスの発展をサポートする。また、小売サービスや社会福祉サービス機関に対し、生活支援機能の拡充を奨励することの提起が行われている。その取り組みの中で、「コミュニティ便民サービスの発展」について「15 分コミュニティ生活圏」の構築と、高齢者向けの便利な消費サービスセンターの整備を奨励している。また、高齢者向けの日用品店の適切な配置を促進し、商業施設に高齢者向けエリアや便利な相談窓口を設け支援している。そして、コミュニティ組み込み型のサービス施設の発展を推進し、物流、スマート宅配ボックス、野菜直販車の導入をサポートなどが明記されている。また、「高齢者の健康サービスの最適化」においては総合病院や漢方医学病院での高齢者医療施設の強化を図り、老年病（高齢に伴う病気）の予防と治療の水準向上を奨励している。これに加えて、リハビリ病院や看護施設の建設を促進し、小規模医療機関のリハビリ、健康管理の能力強化も奨励してい

図表 4 「シルバー経済の発展と

高齢者の福祉向上に関する意見」の骨子

＜シルバー経済の含意と政策目的＞ ＞シルバーエコノミーは高齢者への製品やサービスの提供、高齢化への備えといった一連の経済活動の総体であり、範囲が多岐にわたり、長い産業チェーン、多様な業態、大きな可能性を秘めている。高齢化に積極的に対応し、経済発展の新たな原動力を育成し、人民生活の質を向上させるため、シルバー経済の発展と社会の改善に関する以下の意見を提出する。 ＜総合的な要求＞ ＞人間中心の発展理念を堅持し、人口高齢化に積極的に対応する国家戦略を実行し、質の高い発展を推進するよう努める。能力の範囲内で最善を尽くし、効果的な市場と有為な政府のより良い組み合わせを促進し、公的機関と業界の連携を促進し、シルバー経済の規模、標準化、クラスター化を加速し、専門性とブランドを発展させ、ハイエンド製品と高品質のサービスモデルを育成し、高齢者が発展の成果を共有し、幸せな老後を楽しみ、より良い生活を求める人々の切望を実現する。 ＜四方面計26項目の取り組み事業＞ 【一】民生事業の発展と緊急の問題と懸念の解決⇒①高齢者向け食事サービスの拡大②在宅高齢者サービスの拡充③コミュニティ便民サービスの発展④高齢者の健康サービスの最適化⑤高齢看護サービスの充実⑥高齢者向け文化・スポーツサービスの拡充⑦農村の高齢者サービスの向上⑧業界組織の効率向上。 【二】製品供給の拡大と品質レベルの向上⇒①シルバー経済の事業主体の育成②シルバー経済の事業主体の育成③ブランド化の推進④高水準の標準化プロジェクトの展開⑤消費供給チャンネルの拡大。 【三】多様化するニーズのキャッチと潜在的産業の育成⇒①高齢者用品の革新②スマートヘルスケア新概念の構築③リハビリ補助具産業の発展④抗加齢産業の推進⑤高齢者金融商品の発展⑥観光サービス形態の拡大⑦高齢者向けの改造を推進。 【四】要素保護の強化と開発環境の最適化⇒①科学技術イノベーション応用の強化②土地と住宅の確保の充実③財政金融の支援強化④人材の育成を推進⑤健全なデータの構築⑥詐欺行為防止の取り組み。

資料) 国務院弁公庁公布 (2024. 1.15)「シルバー経済の発展と高齢者の福祉向上に関する意見」より抜粋作成。

る。他にも、在宅でのリハビリサービスの拡大や、漢方医学を用いた療養保健分野での利用促進が提起されている。また、「高齢看護サービスの充実」については、地方自治体に対し、高齢者施設の普通療養用と介護療養用の病床数に応じた異なる補助金制度の提案がなされている。さらに、高齢者施設の建設や改修の促進、認知症高齢者向けの専用エリアの設置をサポートしている。これは、医療機関と高齢者施設を隣接させることで、資源の共有を推進し、在宅・コミュニティ・施設間の連携メカニズムの確立を指示している。また「農村の高齢者サービスの向上」については、農村の特別困難者に高齢サービス施設を活用し、委託経営などの方法で高齢者サービスを展開させるとしている。そして、地元の高齢施設や飲食店などが協力して食事支援施設を増やすことをサポートする。農村高齢相互支援型の高齢者サービス、「企業（社会組織）+農家+協同組合」の経営モデルの採用などを明記している。

特に「製品提供規模の拡大とシルバー経済の事業主体の育成」に関する「産業クラスターの発展」においては京津冀（北京市・天津市・河北省）、長江デルタ、広東・香港・マカオグレーターベイエリア、四川省の成都市・重慶市などの各地域においてシルバー経済に特化した高度な経済産業クラスターを約 10 カ所の設立や、自由貿易試験区や開発区、国家サービス業拡大開放総合デモンストレーション区などのプラットフォームを活用し、シルバー経済の国際的な協力推進なども提起されている。

このほか、「多様なニーズに応える潜在的な産業の育成」の項目において、

- ① 高齢者用品の革新（服、靴、帽子など的高齢者向け製品のデザインや機能の向上の奨励、健康食品や医学用途調整食品の研究開発、及び日用品や娯楽用品などの高品質な製品の開発の支援）
- ② スマートヘルスケア新概念の構築（スマートデバイスを活用し、在宅、コミュニティ、機構での高齢者のケアの向上。看護ロボット、家庭サービスロボット、認知症老人徘徊感知機器などのスマートな製品の展示体験の促進）
- ③ リハビリ補助具産業の発展（伝統的なリハビリテーション補助具のアップグレードの促進、認知障害やリハビリ訓練などの生活補助製品の供給拡大、抗加齢産業の推進、皮膚の老化メカニズムや抗加齢＝アンチエイジング分野における遺伝子技術などの研究の深化、生物技術の活用による抗加齢・老化制御関連製品とサービスの開発の促進）
- ④ 高齢者金融商品の発展（資金管理や老後の計画に関する金融サービスの提供、高齢者向けの保険商品の開発推進、高齢金融商品の研究開発の強化、健康や介護などのサービスとの連携促進）
- ⑤ 高齢者向けの施設改造の推進（バリアフリー建設の推進、公共スペースや住宅での改造の促進、住環境整備の推進、古い住宅地へのエレベーターの追加やスマートな安全監視装置の導入）
- ⑥ 高齢者向けのデジタルプロジェクトの展開とオフラインサービスの維持支援などが提案されている。

また、後段部分の「シルバー経済に必要となる発展環境の最適化」に関しては、①科学技術イノベーション応用の強化（リハビリ補助器具、スマートヘルスケアなどの先進技術の

研究について前向きで戦略的なプロジェクトを実施し、中央政府の科技計画によるシルバー経済分野の研究を支援し、自主研究の水準を向上させるなど)、②財政金融の支援強化(中央予算による新規高齢施設への情報管理システムの搭載や人工知能設備の利用推進、地方政府の専用債券によるシルバー経済産業プロジェクトの支援など)、③健全なデータの構築(国家レベルで高齢に関連するデータの共有強化、スマート製品やサービスにおける個人情報の収集や使用などの活動の規制)が明記されている。

同意見文書にはほぼ数値目標が提起されていないが、高齢化事業を産業経済の発展戦略に据え置き、各方面に関して総合的に発展方針と推進事業を打ち出したことで今後の中国シルバー経済の発展のために重要な方向性と政策的基盤を示したものと受け止められる。むしろ、これはこれまでに打ち出されてきた「高齢化積極対応中長期国家計画」(2019~2050)に示す超長期の発展目標と主要任務(図表5)を踏まえたものであり、また第13次と第14次5ヵ年計画期の中国高齢者事業の数値目標(図表6)に照らして実施されるものと考えられよう。

図表5 「高齢化積極対応中長期国家計画」の
発展目標と主要任務

三 段 階 の 発 展 目 標	①2022年までに人口高齢化積極対応の制度的枠組みが初歩的に確立できる>全要素生産性水準と生産年齢人口の就学教育年限が安定的に伸び、基本養老保険と基本医療保険の法定人員へのフルカバーをほぼ実現し、養老保障水準の正常調整体制を整える。多次元養老保障制度体系がほぼ構築でき、機能完全、規模適当、都市農村被覆、医療・養老結合の養老サービス体制が整備され、高齢者が適し易い社会環境がほぼ達成。
	②2035年までに人口高齢化積極対応の制度づくりが更に科学的・効果的に機能し、社会的富の蓄積が高所得レベル国に仲間入りを果たす>全要素生産性が合理的に向上し、全体的に教育現代化を実現する。基本養老保険と基本医療保険の法定人員へのフルカバーを実現し、多次元養老保障の制度体系を構築し、主要な健康指標が高所得国のレベルに達成し、人口平均寿命と健康寿命が安定的に向上し、高齢者の健康水準が絶えず高まり、総合的で継続的な健康サービス体制が基本的に形成される。
五 つ の 主 要 任 務	③2050年(今世紀中葉)までに、社会主義現代化強国に相応しい人口高齢化対応の制度づくりが成熟完備>老年友好都市、老年友好郷村、老年友好社区(コミュニティ)が全国に普及し、全国人民が更に幸福健康に生活でき、中华民族の偉大な再興を実現し、更なる立派な雄姿で世界諸民族の中に立ち並ぶ。
	④高齢化対応の社会的富の蓄積を充実させる>総量の拡大、構造の最適化、効率の向上を通じて、経済の発展と高齢化の両立を実現する。国民所得分配システムの整備を通じて、政府、企業、個人間の分配構造を最適化し、高齢者扶養のための富の蓄えを着実に増やす。一層公平でより持続可能な社会保障制度を整え、全人民の福祉水準の増進を続ける。

資料)「高齢化積極対応中長期国家計画」(2019.11.21)より抜粋作成。

図表6 第13次と第14次5ヵ年計画期の中国高齢者事業発展目標

【Ⅰ】第13次5ヵ年計画期(2016~2020)の数値目標			【Ⅱ】第14次5ヵ年計画期(2021~2025)の数値目標	
区 分	指 標 明 細	目 標 値	指 標 名	2025年の達成目標値
社会保障	基本養老保険加入率	90%達成	1. 養老サービスベッド数合計	900万床以上
	基本医療保険加入率	95%安定維持	2. 特殊困難老人への月次訪問率	100%達成
介護サービス	政府運営の養老用ベッド数の割合	50%未満	3. 都市部の新築、居住区の新築に関する養老サービス施設の基準達成率	100%達成
	介護型養老用ベッドの割合	30%以上	4. 介護施設の介護ベッド設置比率	55%に到達
健康サポート	高齢者の健康栄養水準	10%に向上	5. 老年医学科設置の2級以上の総合病院の割合	60%に到達
	二級以上総合病院の老年病科設立比率	35%以上	6. 本科大学・専門学校の養老サービスに関連する専門募集生の規模	明確に増加
	65歳以上高齢者の健康管理比率	70%達成	7. 高齢者1000人あたりのソーシャルワーカー数	1人以上維持
精神文化生活	高齢者学校設立の郷鎮(街道)の割合	50%達成	8. 老年大学のカバー率	各県(市、区、旗)ごとに1校以上
	定期的に教育活動に参加する高齢者の比率	20%以上	9. “敬老月間”行事の開催回数	各県(市、区、旗)毎年1回開催
社会参加	高齢者ボランティア登録者の高齢者比率	12%に達成		
	都市農村コミュニティ末端層の老年協会設立比率	90%以上		
保障投入	福祉公益金の養老サービス業への利用率	50%以上		

資料)中国国务院「“13・5”国家老齡事業發展と養老体系建設計画」(2017.2.28)より作成。

資料)国务院「“十四五”国家老齡事業發展と養老サービスシステム計画」(2022.2.22)より作成。

3. 中国の高齢者事業の体制強化と環境整備の進展

上記で見てきたように、中国の高齢化社会対応政策の軸足が単なる社会福祉政策にとどまることなく、産業経済政策の領域にも広がってきたことは、産業と経済の発展の促進力や源泉基盤にもなってほしいという切実な必要性和可能性が存在するからであると言

えよう。

以下では主に産業や経済発展の条件整備と環境構築の視点から中国の高齢者事業の体制強化と環境整備の進展の状況を概観しよう。

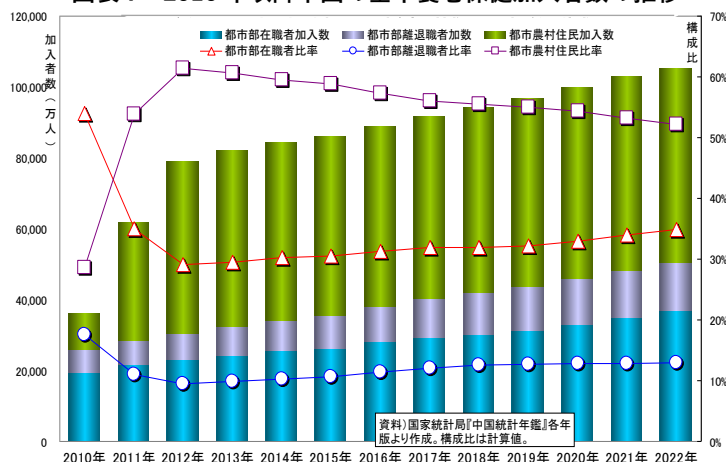
図表 7 は中国の年金保険加入者の推移を見たものである。2010 年より、それまで対象外だった都市農村住民の保険加入が始まったことによって加入者数の大幅増加が続いている。構成比も最大を占めており、結果的に国民皆保険への目標達成を極めて短期間で可能にしたことが大きな政策効果である。

図表 8 にみる都市部従業員養老保険基金収支では新型コロナウイルスの起こった 2020 年を除いて、収入が常に支出を上回った状況であり、相当の残額を計上している。これに加え都市・農村住民養老保険の収支状況（図表 9）は比較的良好であり、2020 年でも赤字になったことがない形で推移されている。これは同保険制度の樹立期間がまだ短く、受給者数がまだ少ないことによるところが大きいと思われる。

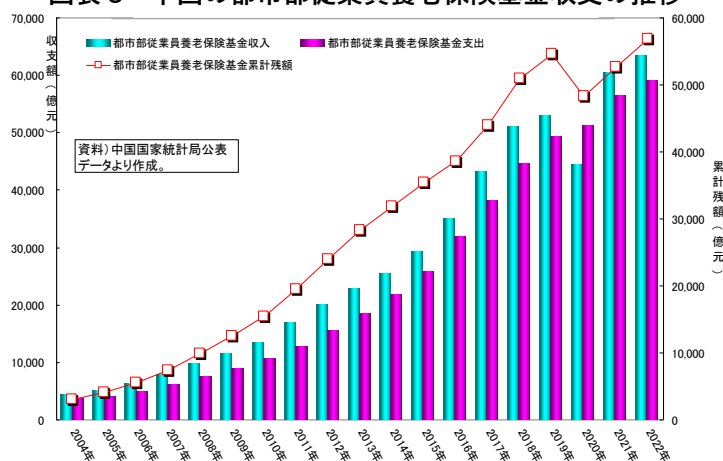
こうした公的年金保険に加え、個人税収逋延型商業養老保険（個人養老金）は 2022 年 11 月 25 日から全国の 36 都市で運営開始され、短い間にすでに 5 千万人の加入実績が報じられており、年金保険の第 3 支柱（基本養老保険は第 1 支柱、職業養老金は第 2 支柱）として機能することが期待されはじめている。

なお、もともと試験的に行われた介護保険事業も軌道に乗り始め、2022 年にすでに 1.6 億人以上の加入者と 200 万人以上の受給者を持つ実績を収めている

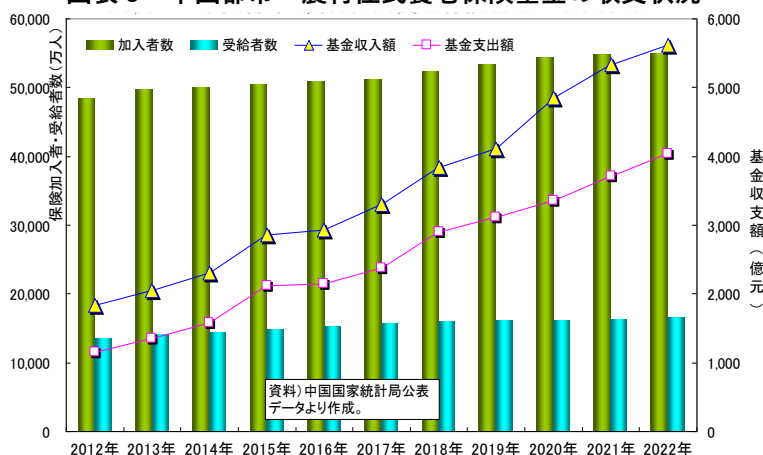
図表 7 2010 年以降中国の基本養老保健加入者数の推移



図表 8 中国の都市部従業員養老保険基金収支の推移



図表 9 中国都市・農村住民養老保険基金の収支状況



(図表 10)。むろん、中国の長期介護保険事業は大きな成果を収めたが、実際の実施と運用にはまだ多くの課題が残されている。例えば、加入対象が都市と農村で不均衡や資金調達の仕組みになお問題があるが^{※2}、今後の運営拡大のなかでさらに改善することが期待される。

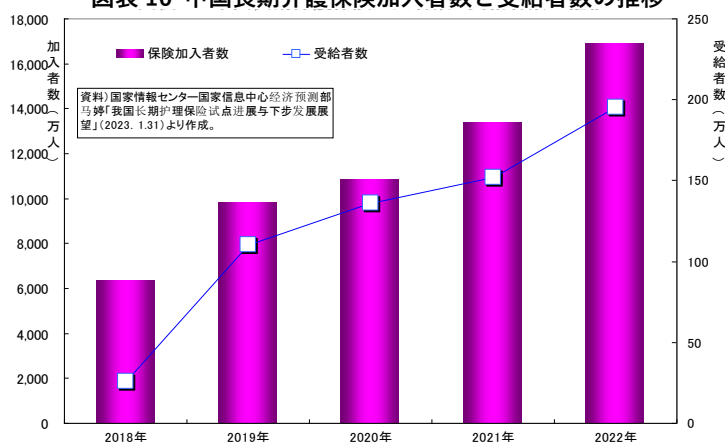
図表 11 は中国における各種養老施設（機構）の整備個所数とベッド

総数の推移を示しているが、両方とも基本的に順調且つ相応に増加しつつあり（2022 年

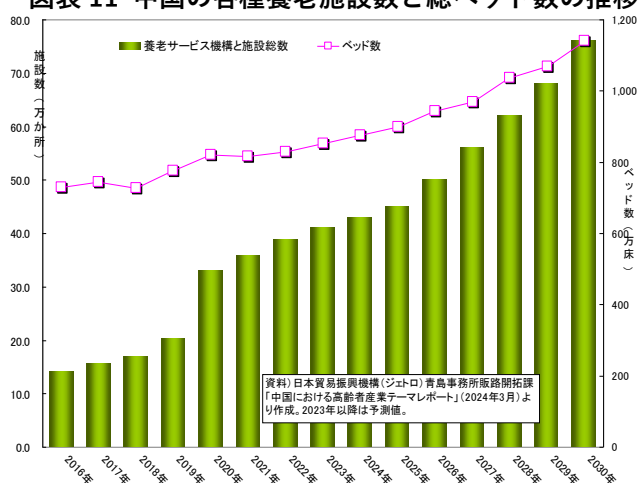
各種養老機構数は 38.8 万か所、提供ベッド数は 829.4 万床）、2030 年には各種養老機構数が 76 万か所、ベッド数が 1,140 万床に達すると予測されている。また 2030 年には中国の養老介護サービス市場において在宅介護および社区介護を提供する社区在宅養老サービス施設数が 93%を占め、計 70.7 万か所となり、施設介護を提供する機構養老サービス施設数が 7%を占める 5.3 万か所に達する見込みである。

なお、中国では「9073」という養老サービス体系が目指されているが、これは中国の伝統文化や人口規模および介護保険制度の整備不足などに基づき、2011 年 12 月の国务院公布の「社会養老サービス体系建設計画」において明示されたもので、在宅介護を基軸に、それを補完する組織として「社区」や「養老施設（老人ホームや高齢者マンション）」を組み入れたもので、一般に「9073」モデルとも呼ばれている。つまり在宅での介護サービス（訪問介護・家事サービスなどの提供）を 90%、地域コミュニティを担う社区による養老サービス（デイサービス・ショートスティ）を 7%、施設入居（ロングスティ）による介護を 3%とする政策方針である。同指針に応じ、中国政府（地域主体）は社区による養老サービス提供を重視しており、近年各地域において具体的な養老サービスのインフラ整備が進められ、一定の成果が見られている。

図表 10 中国長期介護保険加入者数と受給者数の推移



図表 11 中国の各種養老施設数と総ベッド数の推移



^{※2} 日本貿易振興機構（ジェトロ）青島事務所販路開拓課「中国における高齢者産業テーマレポート」（2024 年 3 月）で詳しく指摘されているので参照されたい。

4. 中国のシルバー経済の発展現状と将来展望

2020年に国家統計局を中心に高齢化産業の発展の推進を加速し、高齢化産業市場の定義、分類、統計範囲を科学的に定義するために、初めて「中華人民共和国高齢者権益保障法」及び国務院の高齢化産業の発展に関する決定・施策に基づき、「国民経済業界分類」(GB/T 4754 2017)を基礎として、産業分類を定めた。

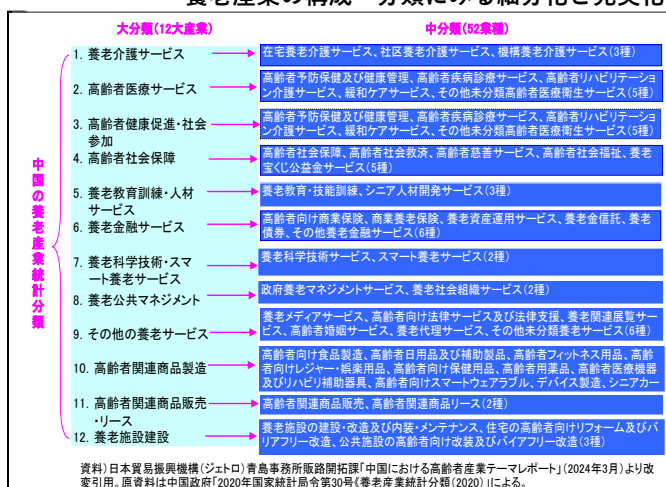
また、これに先だって2019年12月に国家統計局第15回常務会議は『養老産業統計分類(2020)』(国家統計局第30号)を採択し、国家レベルで養老産業統計のカテゴリーを正式に明示し、産業発展のための基本的な統計事業を進めてきた。これにより中国の高齢者産業は、養老介護サービス、老年医療衛生サービス、老年健康促進と社会参加、老年社会保障、養老教育訓練と人的資源サービス、養老金融サービス、養老科学技術とスマート養老サービス、養老公共管理、その他の養老サービス、老年用品など12の大分類に仕分けられる。これは、養老産業が国民経済の分類に本格的に組み込まれたことを意味すると見られており、更にこの12大分類のもとに合わせて50以上の中分類の業種が区分されている(図表12)。産業分類の明確化が進み、今後の産業支援促進と統計データの収集利用にも役に立つであろう。

図表13は中国シルバー経済の規模拡大を示しているが、2023年までには10%以上の成長を続けており、すでに6兆元以上の経済規模を持つまでになっている。2024~2026年の3年間もこれまで以上の成長が見込まれており、2026年には12兆元ぐらいの市場規模に達する見込みである。

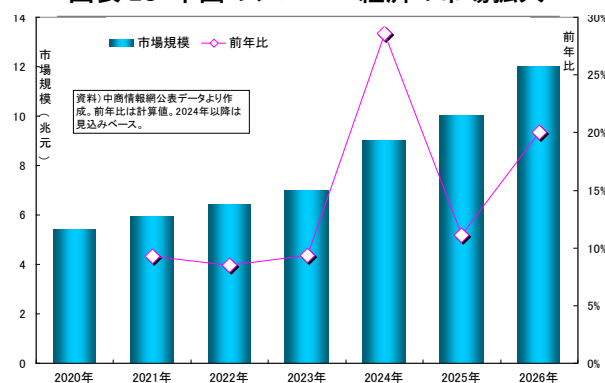
図表14はシルバー産業に相当する高齢者関連商品産業市場の成長動向を見たもので、

図表12 中国政府による

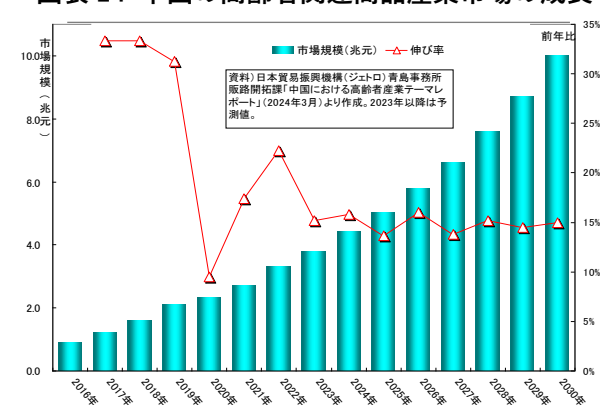
養老産業の構成・分類にみる細分化と充実化



図表13 中国のシルバー経済の市場拡大



図表14 中国の高齢者関連商品産業市場の成長



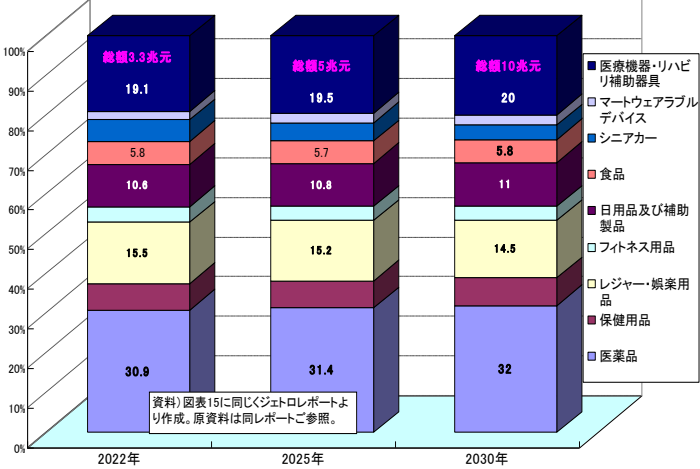
2025 年までに高齢者関連商品産業の全体規模が 5 兆元を超え、2030 年には 10 兆元に達すると見込まれている。

高齢者関連商品産業の内訳動向をみると、医薬品が全体の 3 割強を占めており、その次は医療機器・リハビリ補助器具で 2 割ぐらいを占め、3 つ目はレジャー・娯楽用品で約 15% のシェアとなっている。この大宗 3 商品と他の関連商品の構成比

は基本的に一定の割合で推移されると見られている(図表 15)。中国のシルバー産業の体系が概ね確立され、市場環境が持続的に最適化され、技術、製品、サービスと応用が協調的に発展する良好な構造を形成することが目指されている(2019 年 12 月付政府 5 部門発表の「高齢者関連商品産業の発展促進に関する指導意見」)が、実際 2022 年までに中国の養老用品市場の規模はすでに約 3.3 兆元に達しており、将来の発展余地は非常に大きいと見られている。

上記で見てきた政策の強化と産業発展の環境整備の進展により、中国のシルバー経済が今後大きな発展を遂げる可能性が高く、中国内外の企業の市場参入のマインドも高まっている。中国では従来の養老サービス業を主とする企業が多く育成されたほか、IT 技術を生かしたスマート養老産業への進出企が多く業(2021 年に 900 社以上)、養老製品、健康管理、養老サービス、医療技術、情報技術などの提供を業務内容となっており、今後さらに多くの業種への展開拡大が見られるであろう。

図表 15 2022 年、2025 年及び 2030 年の中国高齢者関連商品のセグメントシェアの内訳



図表 16 五つの時期に分かれる中国高齢化産業市場への外資進出動向

時 期	試行期 1998～2006年	静観期 2007～2009年	初歩的発展期 2010～2012年	急速発展期 2013～2020年	成熟移行期 2021～2024年現在
特 徴	試行錯誤の時期につき 成功事例は皆無	参入機会を伺う状況が 続く	大量の日米養老企業が 相次いで市場参入	欧州企業が挙って参入、 一部外資系PJが撤退	多元化がトレンドになり、 参入・経営形態も多様化へ
参入する 主な企業 や主な進 出・経営 形態など	1998年、米国高齢者 向けマンション開発業 者リディ・リタイアメント が上海郊外に退職高 齢者向け社区・上海假 日老年社区を建設し たが、2006年に終了 し、同社は廉価で株式 を売却して撤退した。	政府は外国投資家の養老 市場への参入、高齢者へ のより充実した介護・看護 サービス・製品の選択肢 の提供を奨励することが表明 されたが、一部関心外資 系企業は中国の養老市場 が非常に大きなものになる ことを予感していたが、 この時多くの外国養老機 構 の運営業者や投資家は先 駆者として最初に中国市 場に参入するには問題が 山積みであると判断したた め静観状態にあった。	・2010年、世界経済が復興 し、 外資系養老企業が次々に 中国の養老市場への参入を 開始した。2010～2012年の 3年間に少なくとも9社の日 系企業、7社の米国企業、1 社のスウェーデン企業、1社 のオーストラリア企業、1社 のドイツ企業が中国市場に 参入。 ・日系企業がそのうちの半を 占め、9社の日系企業のう ち、半数近くが中国に完全 子会社を設立したが、7社の 米国企業はその半数以上 が米国養老機構運営業者 であり、主に中国向けに運 営管理サービスの輸出を	・2010～2012年にスウェー デンのSCAグループ、ドイツ の高齢者向け施設のアウグ スティヌムが中国市場に参 入した後に、 少なくとも9社の欧州の養 老企業が、2013～2020年 に参入。 中国の養老市場に少なく とも4社の米国企業、2社の 日系企業、3社のオース トラリア企業、1社の韓国 企業、1社のシンガポール 企業が参入している。 ・この時点で中国市場に参 入した外資の養老サービス 企業は40社となり、それ に加え中国本土の保険大 手、不動産大手および民 間企業が参入し、競争は 空前の熾烈な状況となり、 一部の外資PJは適応でき ずに失敗に終わった。	・中国養老市場で米国、日 本、欧州の3強が並び立つ 局面になり、外資系企業 は中国で20年近くの経験 を蓄積し、中国の文化、市 場と政策環境への理解が深 まり、製品・サービスの現 地化をほぼ実現し、比較 的成功しているビジネスモ デルを構築した。 ・今後以下の3傾向が進む であろう。 ①多面協力を求めること で初めて互恵を実現でき る。 ②参入企業が提供する事 業・製品の種類の多元化 が進む。 ③中国市場参入方法も多 元化し、合弁・独資企業 の設立、コンサル、訓練、 提携などの資本輸出しな いアセットライトモデル 中心になる。

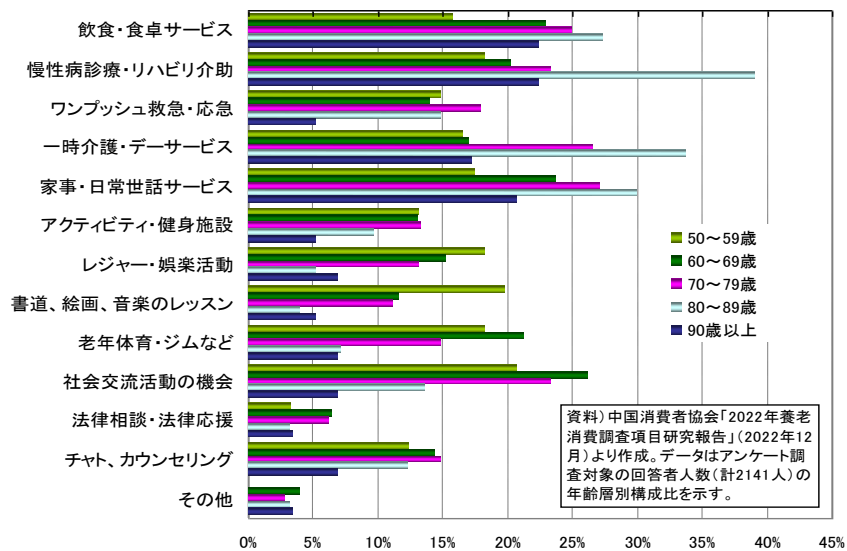
資料) 日本貿易振興機構(ジェトロ) 青島事務所販路開拓課「中国における高齢者産業テーマレポート」(2024年3月)より修正・引用(一部省略)。

外資系企業による中国養老市場への展開もこれまでの4つの発展期（試行期＝1999～2006年、静観期＝2007～2009年、初歩的発展期＝2010～2012年、急速発展期＝2013～2020年）を経て2021年から成熟移行期に入っている（図表16）。外資系企業（大枠40社が進出）は中国で20年近くの経験を蓄積し、中国の文化、市場と政策環境への理解が深まり、製品・サービスの現地化をほぼ実現し、比較的成功しているビジネスモデルを構築したと評価され、今後以下の3傾向が進む（①多方面の協力を求めることで初めて互惠を実現できる②参入企業が提供する事業・製品の種類の多元化が進む③中国市場参入方法も多元化し、合併・独資企業の設立、コンサル、訓練、提携などの資本輸出しないアセットライトモデル中心になる）と見られている※³。

所得水準の向上と人口年齢層の変化などにより、中国の高齢者人口の養老サービスの提供希望が多様且つ

きめ細やかに細分化しており（図表17）、通り一遍の養老サービスでは立ち行かなくなることが予想される。中国市場における企業競争が激化していく中で、ノウハウを持った日系企業を含む外資系企業と中資系企業との相互補完による事業連携や共同出資によるビジネスの展開拡大も期待されるであろう。

図表 17 専門調査にみる中国高齢者年代別人口の各種サービスの希望状況



以上

※³ 同前ジェトロ 2024 年 3 月レポート。

中国会社法改正の外資系企業への影響

コーポレートガバナンスを軸として

森・濱田松本法律事務所

弁護士 五十嵐 充 : mitsuru.igarashi@mh-m-global.com

外国弁護士 吉 佳宜 : jiayi.ji@mh-m-global.com

弁護士 青山 慎一 : shinichi.aoyama@mh-m-global.com

1. 総論

全国人民代表大会常務委員会は、2023 年 12 月 29 日、「中華人民共和国会社法」の改正法（以下「改正会社法」という。）を公布した。改正会社法は 2024 年 7 月 1 日より施行される。

今回の改正は 2018 年以来となる 6 度目の会社法の改正であり、既存の規定の変更に加え、現行会社法と比べて条文数が大幅に増えており、実務的に重要な論点も多い。本稿は、そのうちコーポレートガバナンスを中心として、外資系企業に重大な影響を及ぼす改正点に絞って解説する。

なお、現時点で多くの外国投資家が利用する外資系企業の企業形態は有限責任会社であるため、以下の説明は基本的には有限責任会社を前提としている。もっとも、改正会社法上、種類株式に関する規定の整備や、授權資本制度の新設等の株式会社に関する改正により、株式会社にこれまでよりも柔軟性が与えられていることから、将来的には、より多くの外資系企業が企業形態として株式会社を選ぶ可能性があると考えられる。

2. 改正会社法上選択可能な機関設計

改正会社法上のコーポレートガバナンス体制における選択肢は、現行会社法より増加された（改正会社法 5 章）。改正会社法における外資系企業の選択可能な機関設計は下表のとおりである。なお、以下では、このうち改正会社法によって新たに選択可能となった点を中心に解説する。

		株主会（株主）	董事（会）	監事（会）	監査委員会 ^{※5}
現行会社法から可能な設計	① ^{※1}	あり	董事会	監事会	なし
	②			監事 1 名 ^{※4}	
	③ ^{※2}		董事 ^{※3} 1 名	監事会	
	④			監事 1 名 ^{※5}	
改正会社法で新設	⑤	あり	董事会	なし	あり
	⑥		董事 1 名		
	⑦		董事会		

※1 現行会社法上、監事会を設置する場合は 1 名以上の従業員代表監事を選任する必要があるため、外資系企業が監事会を設置する実務上の例は限定的である。もっとも、下記「5. 従業員数 300 名以上の会社における従業員代表董事・監事の設置義務の新設」に記載のとおり、改正会社法では従業員代表董事又は監事を選任する必要があることを踏まえ、今後、監事会を設置する外資系企業は増える可能性がある。

※2 董事 1 名+監事会という機関設計を取ることも法令上は可能であるが、実務上は極めて例外的であると思われる。

※3 董事会不設置会社について、現行会社法上、1 名の執行董事の設置が認められているが、改正会社法では、執行董事の概念を削除し、一定の場合に、董事会を設置せず 1 名の董事を置くことができると定めている。

※4 監事会不設置会社では、現行会社法上、1 名又は 2 名の監事を選任することが認められていることに対して、改正会社法は、1 名の監事を置くことができる旨のみ定めている。具体的には、下記「(2). 監事会不設置会社の拡充—B. 監事 2 名設置の可否」を参照されたい。

※5 監査委員会の構成員は董事から選出されるものの、董事会と監査委員会は、法律上は独立した機関である。詳細は下記「(1). 監査委員会設置会社の拡充」を参照されたい。

(1) 監査委員会設置会社の拡充（上表⑤）

中国法上の監査委員会制度は、これまでに上場会社や国有企業に適用されてきたが、改正会社法は、外資系企業を含む有限責任会社も監査委員会を設置できることを規定した。具体的には、会社が、監事（会）を設置又は選任する代わりに、董事会において董事から構成される監査委員会を設置することにより、監事（会）の権限を監査委員会に行使させることができるようになった（改正会社法 69 条、121 条）。

改正会社法における監査委員会制度の拡充は、監事（会）が本来期待される業務執行の監督的役割を十分に果たしていないという実務問題の解決に寄与することが期待されている。特に有限責任会社の形態をとる外資系企業の場合、株式会社と異なり、監査

委員会の最低構成員数、構成員要件、決議要件等について会社法上特段規制がないため、会社の需要に応じて柔軟にルールを定めることが可能であると考えられる。

他方、監査委員会の構成員は董事会から選出されるため、董事会構成員としての経営権及び監査委員会構成員としての監督権が同一人に帰属しており、構造的な自己監督の問題が生じており、監督機能が十分に機能しないおそれがある。どのようにその独立性を確保するかについて、今後の実務運用に引き続き注目する必要がある。

(2) 監事不設置会社の拡充

A. 監事不設置（上表⑥、⑦）

有限責任会社の形態をとる外資系企業について、現行会社法と改正会社法のいずれも、(i)株主の人数が比較的少ない、又は(ii)規模が比較的小さい場合、監事会を設置しないことができる。これに加えて、改正会社法は、全株主の賛成により監事を設置しないことができると定めた（改正会社法 83 条）。これによって、会社運営のコストを削減し、より柔軟な機関設計が可能となった。

B. 監事 2 名設置の可否（上表②、④）

監事会を設置しない会社について、現行会社法では、1 名又は 2 名の監事の選任が認められていることに対し、改正会社法では、1 名の監事を置くことができるとの文言に修正されたため（改正会社法 83 条）、2 名の監事を選任できるかは条文上明確ではなくなった。

中外合併企業の場合、中国側と外資側がそれぞれ 1 名の監事を指名するケースはよく見られる。そのため、従来どおりに 2 名の監事の設置が許容されるか否かは注目される。改正会社法の文言上は、2 名の監事の設置という選択肢が与えられず、1 名監事しか置くことができないと解釈し得る。また、この点に関する改正会社法の一次審議稿及び二次審議稿では、現行会社法と同様に、1 名又は 2 名の監事の設置を定められていたものの、三次審議稿では、2 名の監事の設置が削除されたという経緯に鑑み、2 名の監事の設置という選択肢は意図的に削除された可能性が高いように思われる。従って、改正会社法施行後は、2 名の監事の設置が認められず、また、現行会社法に基づき 2 名の監事を設置している企業も、当局から監事 1 名に減員するよう要求される可能性があると考えられる。

当該可能性に備えて、特に中外合併企業の場合、唯一の監事の指名権について合併相手方と交渉する必要性が出てくる。その場合、監査委員会や監事会設置会社への移行等、機関設計の変更を含め、そのメリット・デメリットの検討を要するものと思われる。

3. 株主会・董事会の権限の調整

改正会社法では、有限責任会社における株主会の権限から「経営方針及び投資計画」の決定及び「年度予算案・決算案」の承認が削除され、董事会の権限から「年度予算案・決算案」の作成が削除された。これは、現行会社法上の株主会の権限である「経営方針及び投資計画」の決定と董事会の権限である「経営計画及び投資案」の決定との関係が

不明確であり、実務上混同されることが少なくなかったところ、株主会の権限から「経営方針及び投資計画」を削除し、経営は董事会が主導することを明確化したものと考えられる。会社経営管理における董事会の役割を強化する立法趣旨に照らすと、定款上別途定めがない限り、経営・投資計画及び予算案・決算案の承認権限は董事会が有すると解釈するのが整合的であるように思われる。上記の法改正の趣旨を踏まえて、現行会社法に沿って規定されている外資系企業の現行定款・合併契約上の株主会・董事会の権限配分につき、実務上のニーズを踏まえて再検討することが望ましいものと考えられる。

4. 株主会・董事会決議の決議要件の新設及び董事会の定足数の新設

改正会社法上、現行会社法と同様に、株主会又は董事会の議事方式及び議決手続は、会社法に別段の定めがある場合を除き、定款の定めによるとされている（改正会社法 66 条 1 項、73 条 1 項）。もっとも、改正会社法は、現行会社法上の株主会の法定特別決議事項の決議要件（3 分の 2 以上の議決権を代表する株主による採択）に加えて、株主会の決議は過半数の議決権を代表する株主により採択しなければならないと規定した（改正会社法 66 条 2 項）。また、改正会社法は、董事会につき、(i)董事会の定足数（過半数の董事による出席）、及び(ii)董事会の決議要件（全董事の過半数による採択）を新たに規定した（改正会社法 73 条 2 項）。

現行定款（合併会社の場合には合併契約書を含む）上の株主会・董事会の決議要件・定足数が改正会社法上の規定を下回る場合は、改正会社法の規定を満たすように定款・合併契約を修正することが望ましいものと思われる。また、改正会社法が規定する株主会の法定決議要件・定足数に基づくと、マイノリティ株主は株主会の決議事項について拒否権を有しない。ただし、定款により、株主会・董事会の決議要件・定足数は会社法の規定に加重することができる。従って、マイノリティ株主が拒否権を要する事項については、定款で決議要件・定足数を加重することが考えられる。

5. 従業員数 300 名以上の会社における従業員代表董事・監事の設置義務の新設

現行会社法上、2 つ以上の国有企業又は 2 つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社と国有独資会社については、董事会メンバーの中に従業員代表を置くことが義務付けられているが、それ例外の会社について、董事会メンバーに従業員代表を置くことは強制されていなかった。これに対し、改正会社法は、従業員代表によるコーポレートガバナンスへの参加を強化するため、従業員数 300 人以上の会社について、監事会を設置しかつ監事会構成員に従業員代表を含む場合を除き、董事会構成員に会社の従業員代表を置かなければならない旨を新たに定めた（改正会社法 68 条 1 項、120 条）。

(1) 従業員代表董事・監事の選出義務及び懸念点

改正会社法上、従業員数 300 名以上の会社における従業員代表の選出義務に関しては、①董事会を設置して従業員代表董事を設置する、又は②監事会を設置して従業員代表監事を設置するという 2 つの選択肢があると考えられる。それぞれの設置要求及び懸念点は下表のとおりまとめている。なお、改正会社法では、株主の人数が比較的少数であるか、又は比較的小規模な会社では、董事会及び監事会のいずれも設置しない機関設計を取ることができる。董事会及び監事会のいずれも設置しない会社は、従業員数が 300 名以上であっても、改正会社法の文言上は従業員代表董事及び監事のいずれも選出する必要はないようにも読めるが、かかる場合の規定の解釈は明確ではなく、実務の動向を注視する必要がある。

選択肢		設置要求	懸念点
①	従業員代表董事の選任	・ 董事会（3 名以上）の設置 ・ 従業員代表董事の民主的選挙による選出	・ 董事会の意思決定・情報共有への影響 ・ 労働組合との関係性 ・ 民主的選挙手続の不明確
②	従業員代表監事の選任	・ 監事会（3 名以上、うち 3 分の 1 以上は従業員代表監事）の設置 ・ 従業員代表監事の民主的選挙による選出	・ 監事会設置の負担（監事人数の増加、監事会ルールの新設等） ・ 従業員代表監事として董事会に出席することによる情報共有への影響 ・ 労働組合との関係性 ・ 民主的選挙手続の不明確

上表のとおり、上記①及び②選択肢のいずれについても懸念点があるため、実務及び立法動向（特に市場監督管理部門の解釈）を注視しつつ、董事会に従業員代表が含まれることの意味決定・情報共有における影響度、後記「(2) 従業員代表董事・監事の資格及び選出手続」に記載のとおり、従業員代表董事・監事の候補者や選出手続きと関連した労働組合との関係性、監事の人数を増やし、監事会を設置することの負担等を総合的に考慮した上で、会社にとって最も望ましい案、及び会社が受け入れ可能の折衷案を検討して決めていくことが考えられる。

(2) 従業員代表董事・監事の資格及び選出手続

上記記載のとおり、従業員数 300 名以上の会社における従業員代表董事の選任義務は改正会社法による新たな規定であるが、現行会社法においても国有企業が出資する場合には従業員代表董事の選任や監事会を設置する際の従業員代表監事の選任が要求されている。このような現行会社法における従業員代表董事・監事の選任義務に関連して、指名・選任の手続きや、資格要件について既存の法令等が存在する（「企業民主管理規定」、「会社制企業における従業員董事制度・従業員監事制度の建設の強化に関する意見」（以下「強化意見」という。）等）。当該法令等が改正会社法においてもそのまま適用されるかについては現時点では公式な見解はないが、同様のルールが適用される可能性も

相応にあり、参考になると考えられることから、下記のとおり、現行の「企業民主管理規定」等に基づくルールを説明する。

A. 従業員代表董事・監事の資格、候補者の指名

従業員代表董事・監事の資格として、会社との間で労働契約関係が存在する必要がある（強化意見二（二）1.条）。また、①従業員代表董事・監事の候補者には、労働組合の責任者（主席及び副主席）を含まなければならない、かつ、②会社の高級管理職は従業員代表董事・監事又はその候補者となることができない（「企業民主管理規定」38条2項及び39条、強化意見二（二）1.条及び二（三）1.条）。なお、高級管理職とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者とされている（改正会社法265条1項1号）。

そのため、高級管理職に該当しなければ、管理職であっても従業員代表董事・監事の候補者になることができると考えられる。ただし、会社によっては高級管理職の範囲が明確でない場合もあるため、会社の定款において高級管理職の範囲を明確に規定することが望ましい。

なお、従業員代表董事・監事の候補者の指名手続については、①会社の労働組合による推薦又は自己推薦に従い、従業員の意見を十分に聴取した上で指名する、②3分の1以上の従業員代表又は10分の1以上の従業員の連名推薦により指名する、又は③従業員代表大会連席会議（従業員代表大会の閉会期間中に従業員の切実な利益に直接関わる重要問題に対応する組織）が指名する、という方法が規定されている（「企業民主管理規定」38条1項、強化意見二（三）1.条）。

B. 従業員代表董事・監事の選出方法

従業員代表董事・監事は、会社従業員が、①従業員代表大会、②従業員大会又はその他の形式を通じて、民主的選挙によって選出するとされている（改正会社法68条1項）。そのため、改正会社法上は、従業員代表大会（すなわち、選挙され選出された従業員代表による会議体）又は従業員大会（すなわち、従業員全体による会議体）のどちらによっても選出できる。もっとも、地方法令によっては、従業員数によって従業員代表大会の開催が必要とされているため（例えば、上海の場合は、従業員数が100名以上の会社は従業員代表大会を開催しなければならないとされている。）、会社所在地の地方法令を確認した上で選出会議体を確定する必要がある。

また、従業員代表大会によって選出する場合、従業員代表大会の構成員である従業員代表の資格について、「企業と労働関係を確立している従業員、及び派遣労働者」は、従業員代表を選出し、又は従業員代表として選出される権利を有するとされている（「従業員代表大会操作手引」二（一）7条）。従って、会社との間で労働契約関係があれば、一般社員が管理職かを問わず、会社の従業員代表董事・監事を選出する従業員代表大会の構成員である従業員代表を選出することができ、同大会の従業員代表として選出されることもできる。また、会社に派遣されている派遣労働者も同様である。そして、中級・高級管理職は原則として従業員代表総数の20%超を占めてはならないと規定されていることから、中級・高級管理職であっても従業員代表の選挙権・被選挙権はあるが、その従業員代表に占める割合には制限

がある。なお、女性従業員又は派遣労働者に関して、適当な割合の女性従業員又は派遣労働者を従業員代表として選出される必要があると定められていることにも注意が必要である（「企業民主管理規定」9条、「従業員代表大会操作手引」二（一）2条）。

以上

Profile

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

当事務所は、中国において1998年から北京オフィスを、2005年から上海オフィスを開設しています。日本企業が中国において直面する数多くの法律問題について、現地法律事務所と緊密に提携しながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。また、日本企業の中投資や紛争の増加に対応し、最先端のリーガル・サービスを提供するため、当事務所では中国業務チームを設置しています。現在、中国業務チームは、多数の日本人弁護士、専門スタッフから構成されています。当事務所の北京オフィス、上海オフィス及び現地法律事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内と北京・上海等の中国国内の両方において、日本人弁護士と中国人弁護士による総合的なリーガル・サービスを提供しています。



弁護士 五十嵐 充

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学法科大学院修了。高井・岡芹法律事務所北京代表処、上海代表処首席代表を経て現職。

主な著作：『実務 中国労働法』（経団連出版）、『中国の労務管理Q & A』（日本国際貿易促進協会）、『中国労働法事件ファイル』（日本法令）、『中国・タイ・ベトナムの労働法の実務』（労働調査会）、『外国人材の雇用戦略』（日本法令）等



外国弁護士 吉 佳宜

上海财经大学法学部卒業、東京大学法科大学院修了。2013年から当事務所にて執務。

主な著作、論文：『中国経済六法 2024年版』、『中国投資・M&A 法務ハンドブック』、「中国会社法改正の解説①」（国際商事法務）、「中国最新法律事情（240）個人情報安全規範の改正」（国際商事法務）、「情報安全技術 個人情報安全規範」（国際商事法務）、「最高人民法院による民間貸借に関する司法解釈について」（国際商事法務）等。



弁護士 青山 慎一

一橋大学法学部卒業、一橋法科大学院及びバージニア大学ロースクール修了。2015年から当事務所にて執務し、香港証券取引所への上場などの中国関連案件を含む、国内外の資本市場に関する幅広い案件にも関与。

主な著作、論文：『中国経済六法 2022年増補版』、「中国最新法律事情（223）外資系企業の設立及び変更の届出管理暫定規則改正」（国際商事法務）、「中国最新法律事情（225）電子商取引法」（国際商事法務）等。

江蘇 - 日本 開放・イノベーション・協力交流会 開催のご案内

6月17日(月)に江蘇省人民政府と中華人民共和国駐日本国大使館の主催による、「江蘇-日本 開放・イノベーション・協力交流会」が開催されます。

江蘇省は弊行の無錫支店・蘇州支店・昆山出張所・常熟出張所・南京駐在員事務所の所在地でもあり、後援企業の一社として、本件をご案内させていただきます。

(以下江蘇省商務庁からのご案内を転載)

2024年5月吉日

関係者各位

江蘇省商務庁

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、江蘇省と日本との貿易・投資、先進製造、グリーン低炭素、科学技術イノベーションなどの分野における協力を一層深化し、江蘇省の最新の経済社会发展情况及び対外開放政策を紹介し、産業チェーン・サプライチェーンの安定と円滑を共に守り、互恵ウィンウィンを実現するため、江蘇省人民政府と中華人民共和国駐日本国大使館が6月17日(月)午後東京で「江蘇-日本 開放・イノベーション・協力交流会」を開催いたします。その際、中国共産党江蘇省委員会のメイン指導者、江蘇省人民政府の関連部門、関連省管轄都市(区を設置する市)及び重点企業の代表が出席いたします。

ご多忙とは存じますが、皆様には是非ご出席賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

交流会詳細

日 時	2024 年 6 月 17 日（月） 15:00 受付開始、16:00 交流会（17:30 終了）
場 所	ANA インターコンチネンタルホテル東京 「プロミネンス」（地下 1 階）（東京都港区赤坂 1-12-33）
テ ー マ	開放イノベーション 協力ウィンウィン
主 催	江蘇省人民政府、中華人民共和国駐日本国大使館
協 力	一般財団法人日中経済協会、独立行政法人日本貿易振興機構 日本国際貿易促進協会、一般社団法人日中投資促進機構 一般社団法人東海日中貿易センター、一般社団法人日中経済貿易センター 中国日本商会
実 施 後 援	江蘇省商務庁、江蘇省人民政府外事弁公室 みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行
参 加 費	無料
お 申 込 み	2024 年 5 月 31 日（金）迄に、下記専用ウェブサイトからお申込下さい。 → 専用ウェブサイトアドレス https://jcpage.jp/jcevent/op/360

- 会場の都合もあり、各機関・企業様のご参加は 2 名様以下でお願い致します。
- いただいた情報は主催機関及び後援機関が当日の運営のために活用する他、主催機関が本イベントのフォローアップを目的に活用させていただく場合がございます。

2024 年 6 月 17 日（月）開催プログラム

15:00	受付
16:00	交流会開始
	挨拶・講演 ・ 中華人民共和国駐日本国大使館の指導者による挨拶 ・ 中国共産党江蘇省委員会のメイン指導者による基調講演 ・ 日本貿易振興機構の代表者、日中経済協会の代表者による挨拶
	代表発言 ・ 日本企業代表、江蘇省企業代表による発言 ・ 蘇州市による中日（蘇州）地方発展協力モデル区の紹介 ・ 南京市によるサービス業開放拡大の紹介 ・ 南通市による先進製造業における国際協力の現状の紹介
	調印式
18:00	懇親会（ビュッフェ）

- お問い合わせ先 -

- 日中経済協会 業務部：山田、上原 ☎：03-5545-3113 ✉：gyomu@jc-web.or.jp
- 中国江蘇省駐日本経済貿易代表処：万二洋（日本語可）☎携帯：080-4974-1949

みずほフィナンシャルグループ

チャイナビジネス関連レポート

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	24 年 2 月号(2024/2/14) https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0173-XF-0105.pdf 24 年 4 月号(2024/4/12) https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0174-XF-0105.pdf 24 年 5 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	容易ではない「+5.0%前後」の達成(2024/3/11) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as240311.pdf 中国経済は好調ながら先行き不透明感も(2024/4/18) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as240418.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.123 脱炭素化とエネルギー安全保障の共存～日本企業のビジネスチャンスを考える～ https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2023_summer.pdf Vol.123 Vol.124 存在感の高まるグローバルサウス～インド・UAE・南アフリカの外交戦略をみる～ https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_spring.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 717 号(2024/4/24) 国務院、外資誘致の強化に行動計画を公表 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0771-XF-0105.pdf 第 718 号(2024/4/24) 商務部、24 年版全国・自貿区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストを公表 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0772-XF-0105.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 143 号(2024/3/21) 2023 年 GDP 成長率の実態 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0143-XF-0105.pdf 第 144 号(2024/4/23) 1～3 期は +5.3%成長も業種の濃淡は継続 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0144-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2024/3/19) 24 年 2 月中国自動車業界状況 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0089-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2024/4/19) 24 年 3 月中国自動車業界状況 https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0090-XF-0103.pdf

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

お問い合わせ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL: 03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL: 852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL: 886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業泰群大樓8楼
TEL: 886-4-2374-6300

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL: 886-7-230-6800

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL: 86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL: 86-592-239-5571

みずほ銀行（中国）有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL: 86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階
TEL: 86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL: 86-10-6525-1888

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL: 86-755-8282-9000

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
申貿大廈大廈23階、24階-A
TEL: 86-411-8360-2543

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL: 86-27-8342-5000

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
TEL: 85-510-8522-3939

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL: 86-20-3815-0888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
TEL: 86-551-6380-0690

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL: 86-532-8097-0001

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL: 86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL: 86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL: 86-512-6733-6888

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮公樓8階
TEL: 86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL: 86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier14-15楼
TEL: 852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier13楼
TEL: 852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。